大阪府建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月十二日

大阪府知事　吉村　洋文

大阪府規則第六十三号

大阪府建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大阪府建築基準法施行細則（昭和二十五年大阪府規則第百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

（特定建築物の定期報告）

第十一条　法第十二条第一項の規定により知事が指定する特定建築物は、次の表の一の欄に掲げる用途に供する建築物で、同欄の区分に応じそれぞれ同表の二の欄に掲げるもの（同表(い)の項から(は)の項まで及び(ほ)の項から(よ)の項までに掲げるものにあっては、避難階以外の階を同表の一の欄に掲げるそれぞれの用途に供しないものを除く。）とし、当該特定建築物に係る報告の時期は、それぞれ同表の三の欄の各項に掲げる時期とする。

（略）

2・3　（略）

4　建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）第二の規定により知事が付加する定期調査等（法第十二条第一項に規定する調査に限る。）の項目、方法及び結果の判定基準並びに同告示第二後段の規定により知事が指定する当該項目に係る調査を要する建築物は、次の表のとおりとする。

	項目		方法	結果の判定基準	調査を要する建築物
一	常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）（各階の主要なものに限る。以下同じ。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。	令第十六条第一項に定める建築物及び第一項の表の一の欄に掲げる用途に供する建築物で、同欄の区分に応じそれぞれ同表の二の欄に掲げるもの

改正前

（特定建築物の定期報告）

第十一条　法第十二条第一項の規定により知事が指定する特定建築物は、次の表の一の欄に掲げる用途に供する建築物で、同表の一の欄の区分に応じそれぞれ同表の二の欄に掲げるもの（同表(い)の項から(は)の項まで及び(ほ)の項から(よ)の項までに掲げるものにあっては、避難階以外の階を同表の一の欄に掲げるそれぞれの用途に供しないものを除く。）とし、当該特定建築物に係る報告の時期は、それぞれ同表の三の欄の各項に掲げる時期とする。

（略）

2・3　（略）

4　建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）第二の規定により知事が付加する定期調査等（法第十二条第一項に規定する調査に限る。）の項目、方法及び結果の判定基準（第一項の表(に)の項の用途区分に掲げる用途に供する建築物に係るものに限る。）は、次の表のとおりとする。

	項目	方法	結果の判定基準

（第一項の表の項の一の欄に掲げる用途に供する建築物のうち階数が四以下又は床面積の合計が千平方メートル以下のもの（以下「小規模民間事務所等」という。）に係るものにあっては、令第百十二条第十一項に規定する防火区画を構成するものに限る。）	扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	扉の閉鎖時間をストップウオッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認すること。
	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。	
	固定の状況	目視等により確認する。	開放状態に固定されていること。	作動の状況（人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉に限る。）
			防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号）第一号の規定に適合しないこと。	

	二	居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した法第十二条第三項の規定に基づく検査（以下「定期検査」という。）の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと。	第一項の表(い)の項、(は)の項、(ぬ)の項及び(か)の項の一の欄に掲げる用途に供する建築物（同表(い)の項及び(ぬ)の項の一の欄に掲げる用途に供する建築物にあつては、非常用エレベーターを設置しているものを除く。）で、同欄の区分に応じそれぞれ同表の二の欄に掲げるもの	とをもつて足りる。
	三	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあつ	排煙設備が作動しないこと。		
			換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。		

	四			
	防煙壁（第一項の表(い)の項、(ろ)の項、(に)の項から(わ)の項まで及び(よ)の項の一項の欄に掲げる用途に供する建築物（同表(い)の項及び(ぬ)の項の一の欄に掲げる用途に供する建築物にあっては、非常用エレベーターを設置しているものに限る。）に係るものにあっては、法第三十五条の排煙設備のうち排煙機又は送風機を設けたもの（第十二条第	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	ては、当該記録により確認することで足りる。
		可動式防煙壁が作動しないこと。		
		令第十六条第一項に定める建築物及び第一項の表の一の欄に掲げる用途に供する建築物（小規模民間事務所等を除く。）で、同欄の区分に応じそれぞれ同表の二の欄に掲げるもの		

一項において「排煙設備」という。）を除く。）	五 排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録により確認することで足りる。
	六 非常用エレベーター	昇降路又は乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備が作動しないこと。
	七 非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、三年以内に実施した定期検査の記録により確認することで足りる。
		照明の妨げとなる物品	目視等により確認する。
			非常用の照明装置が作動しないこと。
			第一項の表(い)の項、(は)の項、(ぬ)の項及び(か)の項の一の欄に掲げる用途に供する建築物（同表(い)の項及び(ぬ)の項の一の欄に掲げる用途に供する建築物にあっては、非常用エレベーターを設置しているものを除く。）で、同欄の区分に応じそれぞれ同表の二の欄に掲げるもの
			照明の妨げとなる物品が放置され

	八	廊下	幅の確保の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	条例第三十七条第一項において準用する条例第四十二条の規定に適合しないこと。ただし、条例第八条第一項第七号に掲げる建築物の階のうち令第百二十九条第一項の規定により階避難安全性能を有するものであるとかめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）又は同号に掲げる建築物のうち令第百二十九条の二第一項の規定により全館避難安全性能を有するものであると確かていること。	第一項の表（二）の項の一の欄に掲げる用途に供する建築物で、同欄の区分に応じそれぞれ同表の二の欄に掲げるもの
	一	廊下	幅の確保の状況	設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	条例第三十七条第一項において準用する条例第四十二条の規定に適合しないこと。ただし、条例第八条第一項第七号に掲げる建築物の階のうち令第百二十九条第一項の規定により階避難安全性能を有するものであるとかめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）又は同号に掲げる建築物のうち令第百二十九条の二第一項の規定により全館避難安全性能を有するものであると確かの放置の状況

	九	階段	直通階段の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	条例第三十七条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定に適合しないこと。ただし、条例第八条第一項第七号に掲げる建築物の階段のうち令第百二十九条第一項の規定により階段避難安全性能を有するものであると
					められたもの（同項の認定を受けたものを含む。）であり、かつ、階段避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

	二	階段	直通階段の設置の状況	目視、設計図書等により確認する。	条例第三十七条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定に適合しないこと。ただし、条例第八条第一項第七号に掲げる建築物の階段のうち令第百二十九条第一項の規定により階段避難安全性能を有するものであると
					められたもの（同項の認定を受けたものを含む。）であり、かつ、階段避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

幅の確保の状況	
設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	
条例第三十七条第五項の規定に適合しないこと。ただし、条例第八条第一項第七号に	確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）又は同号に掲げる建築物のうち令第百二十九条の二第一項の規定により全館避難安全性能を有するものであるものと確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）であり、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

幅の確保の状況	
設計図書等により確認し、又は鋼製巻尺等により測定する。	
条例第三十七条第五項の規定に適合しないこと。ただし、条例第八条第一項第七号に	確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）又は同号に掲げる建築物のうち令第百二十九条の二第一項の規定により全館避難安全性能を有するものであるものと確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）であり、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

わ等すをに全避は性難つ、階あり、）をたをの（ためとでるを全避り定項二九百ち物るにはむ。）をたをのの れかるのすに能安階にの第十第うの建掲れが修及影性難全能安館又全避かで含のけ定項のれかるのすに能安館よ規第二令の建掲同号又含のけ定項もら確あもを有性難り定項条二令の物る て行繕ぼ響能安館又全避かで含のけ定項のれかるのすに能安館よ規一の十第う築げ号又含のけ定項もら確あもを有性難り定項条二令の物る

わ等すをに全避は性難つ、階あり、）をたをの（ためとでるを全避り定項二九百ち物るにはむ。）をたをのの れかるのすに能安階にの第十第うの建掲れが修及影性難全能安館又全避かで含のけ定項のれかるのすに能安館よ規一九百ち階築げて行繕ぼ響能安館又全避かで含のけ定項のれかるのすに能安館よ規第二令の建掲同号又含のけ定項もら確あもを有性難り定項条二令の物る

十	出口	出口の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	条例第三十六条において準用する条例第十二条の規定に適合しないこと。ただし、条例第八条第一項第七号に掲げる建築物の階のうち令第百二十九条第一項の規定により階段を有する避難安全性能を有するものであるものとしてもれなく確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）又は同号に掲げる建築物のうち令第百二十九条の二第一項の規定により全館避難安全性能を有するものであるものとして確かめられない場合を除く。

三	出口	出口の確保の状況	目視、設計図書等により確認する。	条例第三十六条において準用する条例第十二条の規定に適合しないこと。ただし、条例第八条第一項第七号に掲げる建築物の階のうち令第百二十九条第一項の規定により階段を有する避難安全性能を有するものであるものとしてもれなく確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）又は同号に掲げる建築物のうち令第百二十九条の二第一項の規定により全館避難安全性能を有するものであるものとして確かめられない場合を除く。

5	（略）	
		たもの（同項の認定を受けたものを含む。）であり、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

（特定建築設備等の定期検査報告）

第十二条　法第十二条第三項の規定により知事が指定する特定建築設備等（昇降機及び防火設備を除く。）は、前条第一項の表（㈱の項及び㈮の項を除く。）の一の欄に掲げる用途に供する建築物で、同欄の区分に応じそれぞれ同表の二の欄に掲げるもの（同表㈠の項、㈥の項、㈩の項から㈬の項まで及び㈯の項に掲げるものにあっては、避難階以外の階を同表の一の欄に掲げるそれぞれの用途に供しないものを除く。）（同表㈠の項及び㈬の項の一の欄に掲げる用途に供する建築物にあっては、非常用エレベーターを設置しているものの共用部分に限る。）（同表㈩の項の一の欄に掲げる用途に供する建築物にあっては、小規模民間事務所等を除く。）及び法第六条第一項第一号に掲げる建築物で令第十六条第一項各号に掲げるもの（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第二百四十号）第三の第一号に掲げるものに限る。）（令第十六条第一項第四号に掲げるものにあっては博物館、美術館及び図書館の用途に供する建築物に限り、共同住宅（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る。）の用途に供する建築物にあっては非常用エレベーターを設置しているものの共用部分に限る。）に設ける換気設備（法第二十八条第二項ただし書及び第三項の換気設備に限る。）、排煙設備及び非常用の照明装置（法第三十五条の非常用の照明装置に限る。）とする。

5	（略）	
		たもの（同項の認定を受けたものを含む。）であり、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

（特定建築設備等の定期検査報告）

第十二条　法第十二条第三項の規定により知事が指定する特定建築設備等（昇降機及び防火設備を除く。）は、前条第一項の表（㈱の項及び㈮の項を除く。）の一の欄に掲げる用途に供する建築物で、同欄の区分に応じそれぞれ同表の二の欄に掲げるもの（同表㈠の項、㈥の項、㈩の項から㈬の項まで及び㈯の項に掲げるものにあっては、避難階以外の階を同表の一の欄に掲げるそれぞれの用途に供しないものを除く。）（同表㈠の項及び㈬の項の一の欄に掲げる用途に供する建築物にあっては、令第百二十九条の十三の三第二項に規定する非常用エレベーター（以下「非常用エレベーター」という。）を設置しているものの共用部分に限る。）（同表㈩の項の一の欄に掲げる用途に供する建築物にあっては、階数が五以上で床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。）及び法第六条第一項第一号に掲げる建築物で令第十六条第一項各号に掲げるもの（定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第二百四十号）第三の第一号に掲げるものに限る。）（令第十六条第一項第四号に掲げるものにあっては博物館、美術館及び図書館の用途に供する建築物に限り、共同住宅（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る。）の用途に供する建築物にあっては非常用エレベーターを設置しているものの共用部分に限る。）に設ける換気設備（法第二十八条第二項ただし書及び第三項の換気設備に限る。）、排煙設備（法第三十五条の排煙設備のうち排煙機又は送風機を設けたものに限る。）及び非常用の照明装置（法第三十五条の非常用の照明装置に限る。）とする。

2―8　（略）	2―8　（略）

附　則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。